

環境研究総合推進費2E-1201

「気候変動問題に関する合意可能かつ実効性を もつ国際的枠組みに関する研究」

研究実施期間	平成24-26年度
累積予算額	67,555千円

2015年3月6日 環境研究総合推進費平成26年度終了課題研究成果報告会

研究代表者

独立行政法人国立環境研究所社会環境システム研究センター
持続可能社会システム研究室 室長 亀山康子



研究体制

サブテーマ1: 気候変動問題における国際的合意可能性及び実効性に関する調査研究
(独)国立環境研究所・亀山康子・久保田泉

サブテーマ2: 気候変動に関する国際枠組みオプションの国際法的研究
国立大学法人名古屋大学・高村ゆかり

サブテーマ3: 炭素市場メカニズムの枠組みオプションに関する経済学的研究
公立大学法人兵庫県立大学・新澤秀則

サブテーマ4: 気候変動に関する国際交渉過程を踏まえた枠組みオプションに関する研究
公益財団法人地球環境戦略研究機関
田村堅太郎、明日香壽川、吉野まどか、郁宇青

研究開始当初の背景：気候変動対処に関する 国際交渉の動向

気候変動枠組条約(UNFCCC)COP

京都議定書(KP)CMP

2007年 COP13 バリ行動計画(AWG-LCA)
交渉テーマ：長期目標・排出抑制策
・適応策・途上国支援(技術と資金)

2009年12月 コペンハーゲン UNFCCC(COP15)/ KP(CMP5)
コペンハーゲン合意(政治宣言)(法的文章ではない)

2010年12月 カンクン UNFCCC(COP16)/ KP(CMP6)
カンクン合意(COP/CMP決定)作業計画

2011年12月 ダーバン UNFCCC(COP17)/ KP(CMP7)
ダーバンプラットフォーム(COP/CMP決定)2015年合意、2020年発効を目指して交渉

研究期間

(ADP)

2015年 UNFCCC(COP21)/ KP(CMP11)合意達成？

研究開発目的

本研究の目的

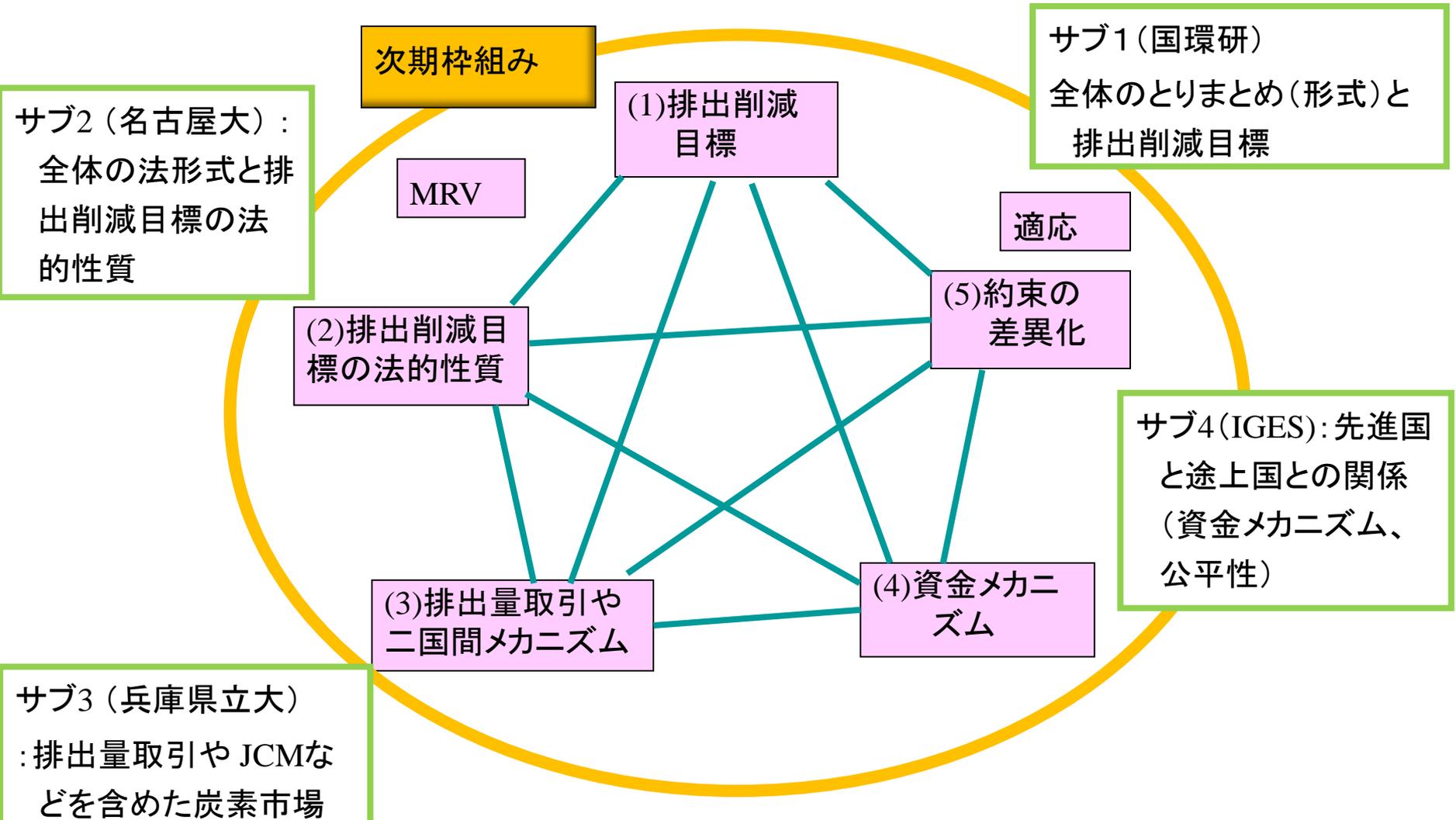
ダーバンプラットフォームを踏まえた交渉の結果として2015年末に達成できる、合意可能で、かつ、気候変動緩和に関して実効性を有する「**気候変動枠組条約の下での議定書、その他の法的制度、あるいは法的効力を持つ合意された帰結**」の提示。

研究概要

- (a)交渉に直接・間接にかかわる国内外のステークホルダーを対象とした**ウェブ上で**
のアンケート調査を実施し、回答者の認識に関する定量的なデータを収集
- (b)アンケート調査結果をふまえ、**複数のオプション案**を提示、さらなるアンケート調査により回答者の選考を問う。このプロセスを繰り返すことでオプション案を作成する。
- (c)最終的な提案を**合意可能性や実効性の観点から評価**するとともに、合意に至るための、あるいは実効性を高めるための条件を示す。

サブテーマの構成

新しい国際枠組みは、**形式**(全体の構造(architecture))と、そこに含まれる**構成要素**(building block)、そして構成要素の求める**水準**(level)に分けて検討する必要がある。本研究では、特に前者に焦点をあて、最終年度に水準まで考慮した枠組み案を示す。



サブテーマ1

「気候変動問題における国際的合意可能性および実効性に関する調査研究」

- ダーバン合意をふまえて2015年に合意が目指されている国際枠組みの概要について問うウェブアンケート調査を3年間にわたって実施。
- アンケート調査では、回答者個人の選好ではなく、その回答者が属する国が最も合意しやすいと考えられる次期枠組みについて尋ねた。



サブテーマ2: 気候変動に関する国際枠組みオプションの国際法的研究

サブテーマに求められた役割

- アンケート調査票への国際法的観点からのインプット
進行中の国際枠組み交渉動向をつぶさに追い、争点、論点を特定し、各国の立場を把握・整理し、アンケート調査にインプット
- 法形式の違いの検討をはじめ、国際枠組みに関する法的問題を国際法の観点から検討

同定された2015年合意の争点

- (1) 採択される文書の法的拘束性
- (2) 法的文書に書かれる約束の法的拘束性
- (3) 差異化の方法・態様
- (4) 目標の水準の設定方法
Bottom up(カンクン合意型)かTop down(京都議定書型)か
「約束草案」提出後のプロセスと評価の方法・基準
- (5) 国際的に共通のアカウントティング、基準
- (6) 遵守確保の方法・手続
- (7) 法的問題、制度上の問題
現行の制度との関係、現行の制度からの移行

(1) 実効性と法的拘束力

- 法的拘束力の有無は制度の実効性を規定する重要な要因だが、すべてではない
 - 一般には法的拘束力があるほうが実効性が高い。しかし、現実はその単純ではない
 - 高い削減水準⇔参加の普遍性⇔厳しい遵守制度
 - 参加の普遍性(=合意可能性)、各国の削減水準、遵守確保制度などを総合的に検討する必要

制度の実効性

= ① 約束される 全体としての削減水準 (各国の削減の水準 や、合意への 参加の普遍性 などにより規定)

× ② 約束の 履行が確保される水準 (法的拘束力の有無 や、 履行/遵守確保の制度の効果 などにより規定)

2015年合意をめぐる争点(1)(2)

文書と「約束」の法的拘束性

	米国 (Feb. 2014)	EU (Feb. 2014)	中国 (March 2014)	その他
文書の法的拘束性	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーバン合意に基づいて、何らかの法的効力のある文書(新議定書など国際的に法的拘束力のある文書を排除せず) 	<ul style="list-style-type: none"> ・枠組条約の下での新議定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・枠組条約と京都議定書と同様に拘束力あり。ただし、法形式は交渉の結果その内容により決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・LMDCは中国とほぼ同じ ・AILAC: 法的拘束力のある合意 (March 2014)
「約束」の法的拘束性	<ul style="list-style-type: none"> ・3つのオプションを提示(その他のオプションも検討の余地あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての国が法的拘束力のある約束を有すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国の目標は国際的に拘束力あり。途上国の目標については言及なし 	

2015年合意をめぐる争点(2)「貢献」の法的拘束性

- 米国提示のオプション(2014年2月)とその評価

オプション	内容と評価
1) 国際的に法的拘束力あり	<ul style="list-style-type: none">• 典型的な例は、京都議定書の削減目標• ただし、枠組条約4条の約束も国際的には法的拘束力がある 目標の強度はその明確さ、進捗の検証、未達成に対する措 などによって決まる
2) 国際的に法的拘束力なし	<ul style="list-style-type: none">• 典型的な例は、カンクン合意に基づく2020年目標• 目標の強度は単純に法的拘束力だけで決まるものではな 相対的には1) よりも目標の強度が劣る可能性。したがって、 標の明確さ、進捗の検証などをより高いレベルのものとする が必要
3) 国際的に法的拘束力はないが、国際目を担保する国内措置国内法上の効力を与える	<ul style="list-style-type: none">• 国際目標を担保する国内措置を国内法上定めること 施すことを(おそらく)国に義務づけるというもの• 2) の弱点を補強するものとして評価しうるが、各国国内 り方も様々で、規定の効果、強度、妥当性も様々。効果的 際的検証には工夫が必要

2015年合意をめぐる争点(3)目標の条件

	米国 (Feb. 2014)	EU (Feb. 2014)	中国 (Mar. 2014)	その他
目標の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・各国が目標を反映した「スケジュール」を維持する義務 ・各国が決定(他国の承認を条件としない) ・数値目標。数値目標でない場合には削減予定量を定量化 ・目標は外からの支援を条件としない ・目標設定前に目標案を提示し、ピアレビューをうけるプロセスの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・法的拘束力ある目標(≒結果の義務?) ・透明性があり、(二酸化炭素換算での)定量化可能で、比較と検証が可能で野心的な目標 ・目標設定前に目標案を提示しレビューを受けるプロセスの設置。目標案の評価の指標・基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国には、1990年を基準年とした国別絶対排出量目標。国際的に法的拘束力を有し、先進国間で比較可能 ・先進国には資金や技術支援の提供義務 ・途上国は削減行動を行う義務。先進国からの支援の提供を条件 	<ul style="list-style-type: none"> ・LMDCは中国とほぼ同じ ・AILAC (March 2014): 予測可能で、比較可能で、理解可能な目標。各国が定める目標を2015年の中に定めるプロセス設置

2015年合意をめぐる争点(3) 差異化

- 差異化の対立軸<米国など先進国と一部の途上国⇔中印ほかLMDC>
 - 先進国(附属書I国)、途上国(非附属書I国)という**国のグループごとの差異化**か否か
 - 先進国の絶対排出量削減目標+途上国の国情に合わせた多様な行動<中印ほかLMDC>
 - Differentiation “across a broad continuum of all Parties based on a range of factors” <米国>
 - 途上国は排出削減以外の約束でもよい<LMDC>⇔排出削減の約束は必ず必要<米国をはじめとする先進国>
 - 途上国の目標実施と支援 **支援の提供を実施の条件とするか**

2015年合意をめぐる争点(4) 目標の水準の設定方法

- 目標の水準の設定方法:**Bottom up(カンクン合意型)**か**Top down(京都議定書型)**か
 - Bottom up plus(米国提案(2013年3月); 先進国と一部の途上国の支持)
 - 目標の水準は国家間の交渉によらず**各国が設定(Bottom up)**
 - **公開で透明性の高い**形で行い、目標の**事前の明確性(ex ante clarity)**を確保
 - 中印含むLMDC 先進国にはTop down、途上国にはBottom up
 - **目標の国際的評価のあり方とタイミング**
 - 情報を提示し自由に意見交換(**透明性**)(ex. 米国)
 - それに加えて、**客観的指標に基づく評価**
 - ブラジル: 専門家グループにより**気温上昇への寄与度**を計算し、評価に活用
 - アフリカグループ: principle based reference frameworkによる評価
 - 2015年合意の前か後(南ア)か=国際目標が**finalizeされるタイミング**

2015年合意をめぐる争点(4)(5)関連する課題

- 目標年/目標期間とプロセスサイクル
 - 目標年/目標期間+再検討
 - 2025年(5年): 米国、途上国
 - 2030年(10年)(+中間見直し): EUはじめその他の先進国。日本もここ
- 国際的に共通のアカウントティング、基準の設定
 - 各国間の削減努力の同等性と透明性・明確性の確保に必要と考える欧州諸国+途上国⇔最小限でよいと考える米国
 - 森林など吸収源のルール、市場メカニズムの利用(double countingの防止)の必要性はおおよそ合意

2015年合意をめぐる争点(6)法的課題・制度上の課題

- 現行のUNFCCCと京都議定書の制度をどうするのか
 - UNFCCCの制度を2015年合意に位置づける方向性
 - Ex. REDD+
 - 京都議定書の制度をどうするか。例えば
 - 市場メカニズム
 - 適応基金
 - 現行の制度からの移行

2015年合意の展望

- 気候変動問題に**内在する難しさ**に加えて、**外在する要因が大きく変化する時代**
 - 外在する要因は、他の多数国間交渉にも影響？
 - WTOのドーハラウンドとの比較
 - 気候変動問題は、地球規模の問題で、多数国間交渉でしか解決ができないという認識は共有されており、交渉は少しずつ合意を積み重ねる
 - 他方で、高い水準の多数国間合意を得がたいこともまた確か
 - レジームの特質と課題：**常にincompleteなレジームの実効性をいかに高めていくか**
- 2015年合意の展望
 - **シンプルで、コアの要素(特にプロセス/サイクル)についての合意**
 - 目標案を定期的に**提出-協議-決定-実施-検証**する一連のプロセス/サイクルを決める
 - 時間とともに合意の水準を上げていく**合意を進化させる仕組み・プロセス**
 - 都市等の地方自治体、事業者、市民、NGOなどに対して、**向かうべき中長期の方向性、ビジョンを明確にする**
 - **2020年以降の市場メカニズムの形**

2015年合意の展望(続き)市場メカニズム

- 2020年以降も何らかの「市場メカニズム」の利用は想定
 - 削減目標達成のために
 - 資金源としての利用。特に適応策の資金源
 - REDD-plusの資金源(results-based finance)
- 利用できる「市場メカニズム」の方向性
 - 市場メカニズムの勘定方法をCOPが作成
 - 国際的に運営する市場メカニズムの設置・運用か⇔各国が設置する市場メカニズムから発行されるクレジットの国際的移転の管理か
 - いずれの場合も、市場メカニズムの利用は、一定の原則、基準を満たすものでなければならない
 - ”deliver real, permanent, additional and verified outcome”
 - “avoid double accounting of effort”
 - » “achieve a net decrease and/or avoidance of GHG emissions”

気候変動レジームの課題

- 2つの「ambivalence」
 - 普遍的な参加のためのflexibility(大きな国家の裁量)と、国際競争上の懸念や衡平性のために一定の共通基盤・ルールを必要とする
 - 法による自らへの縛りを厭いつつ、法による他者の規制を求める → 「法」の実効性に対する承認
 - 最低限のコアとなる基本ルールの法化 → Ex. 市場メカニズムの方向性
- 経済のグローバル化による環境規制のアプローチの変化と国家の役割の変化の可能性
 - 国際的平面での実際に対策をとる非国家主体の役割の拡大
- 他のレジームとの調整
 - オゾン層レジーム(HFCsなど)
 - ICAO、IMO(国際航空・国際海運からの排出量)
 - 自由貿易レジーム(貿易制限・規制、補助金を用いた措置など)

サブテーマ3: 炭素市場メカニズムの枠組み オプションに関する経済学的研究

サブテーマに求められた役割

排出量取引制度や二国間クレジット・オフセットの活用に関する国際的な取り決めは、各国の排出量目標値の水準を決定する上で多大な影響を及ぼすことから、2020年以降の国際枠組みにおける炭素市場メカニズムの位置づけを検討する。

主な成果

- 1 炭素市場メカニズムに関する国際交渉の進捗を調査。
- 2 「新たな市場ベースのメカニズム」の代表格として、欧州連合が提案しているセクターベースの炭素市場メカニズムについて調査。
- 3 条約の外で先行的・試行的に行われている経験が交渉に反映されることがあり得ることから、その調査分析を実施。

新しい合意文書における市場メカニズム — 京都議定書との相違点

京都議定書における市場メカニズム

- 排出量目標を約束した国と約束しない国
 - 約束した国用の市場メカニズム
 - Cap and trade 型
 - 約束しない国における削減から排出権を発行する市場メカニズム
 - Baseline and credit 型 (CDM)
- 3つのメカニズムそのものとその基本原則は議定書に規定されたものの、詳細ルールはマラケシュ合意(COP決定)で決まった。CDMに至っては、運用しながらルールをつくっていったので、その後も多数のルールをCOP決定している。

新しい国際枠組みでの市場メカニズム

- 1 京都議定書のような絶対量の排出量目標を約束する国だけでなく、別の形で約束する国がありうる。
 - そのような国においては、削減を認証してからその分の排出権を発行する市場メカニズムである baseline and credit型を使わざるを得ない。
- 2 途上国も削減しなければならなくなる。
 - 途上国からの排出権の供給は減るだろう。

市場メカニズムのタイプ

- cap and trade か baseline and credit か
 - baseline and credit 型では、クレジットは排出削減後に発行される。また適切なbaselineを設定するための手続きは煩雑である。
- project-based か programme-based か
- offsetting か net mitigation か

CDM: baseline and credit, project-based, offsetting

JCM: baseline and credit, project-based, net mitigation

メカニズムに関する共通一般原則あるいは基準

- deliver real, permanent, additional and verified mitigation outcomes, avoid double counting of effort, and achieve a net decrease and/or avoidance of GHG emissions

Decision 2/CP.17, 1/CP.18

→ Decision 1/CP.20 “Lima call for climate action, Annex: Elements for a draft negotiating text”

- 問題は、このような基準を満たしていることを、誰がどのように評価するか。

基準の適用方法に関するEUの提案

- 2つの適用方法
 - 資格基準を設定して事前審査を行う。
 - 排出量の目標約束すること(売り手国も), MRV, インベントリ, レジストリ, 他
 - 条約の下でのメカニズムを通じて, 排出削減の事後的な評価を行う。
- FVA(緩和策を促進して, その費用効率性を高めるために, 各国が独立に, あるいは協力して開発し実施するさまざまなアプローチのフレームワーク)は, アカンティングのルールと方法に他ならない。

条約の外で先行的に試行されている市場メカニズムの調査

- 欧州連合の排出権取引におけるベンチマークとリンケージ
- カリフォルニア州の排出量取引
- Verified Carbon Standard(VCS)
- 世界銀行のPartnership for Market Readiness (PMR)等
- WRIとWBCSDが実施しているGHGプロトコルのMitigation Accounting Initiative
- Climate Action Reserve

対象事業、対象となる単位(事業単位かセクター別か等)、対象ガス、認証の手続き、透明性や正当性の確保と簡易性との整合、公開となる情報、などの観点から調査。

多様な炭素市場メカニズムの有無が、各国の排出削減目標に及ぼす影響

- 教科書的な解説：炭素市場メカニズムを整備することによって、目標達成費用を軽減できれば、その分目標自体を強化することが正当化される。
- プロジェクト単位の限定的なメカニズムより、より集計されたレベルのメカニズムの方が費用軽減効果は大きいはずなので、より野心的な目標を可能にするはず。

しかし、実際には、炭素市場メカニズムが導入されても目標自体の強化には至らない。炭素の価格が下がるだけ。 → 解決策は？

- 国単位の目標設定 & 炭素市場メカニズム利用 という構図から国内(地方自治体)レベルでの目標設定 & メカニズム利用 & リンクへ。
- 国の約束としては、進捗を報告するMRVの手続きを重視し、その中に国内での炭素市場メカニズムの利用を書き込む。
→ 重複(ダブルカウンティング)回避に向けた統一システムの必要性

サブテーマ4 :「気候変動に関する国際交渉 過程を踏まえた枠組みオプションに関する 研究」

サブテーマに求められた役割:

- ・アンケート調査票への、各国の緩和策における差異化のあり方と、資金メカニズムの観点からのインプットを行う。
- ・COP等会議における各国のポジション等に関する情報を収集し、合意可能な差異化策及び資金メカニズムについて検討する。

主な成果

- ・ 国の差異化(附属書I国、非附属書I国という2分法)を解消することについての賛否や、解消するために必要な条件、解消した場合の緩和策への影響)について網羅的に検討した。
- ・ 排出削減目標と同等に重要になりつつある資金の争点について整理し、新しい国際枠組みの中における各国への約束の書きぶりについて検討した。
- ・ 最終的な2つのオプションについて合意可能かつ実効性を担保する条件を検討した。

差異化を巡る議論・交渉：これまでの経緯

- UNFCCC:「衡平性」、「共通だが差異ある責任及び各国の能力(CBDR&RD)」原則
 - 全締約国に共通の義務を課す一方、附属書I国(先進国+旧ソ東欧)のみ、あるいは附属書II国(先進国)に対し先導的な役割、あるいはより厳しい約束を求めている
- 京都議定書
 - 附属書I国に対し法的拘束力のある排出削減目標
- バリ行動計画(COP13決定)・カンクン合意(COP16決定)
 - 希薄化が進むも、二分論は維持
- ダーバン・プラットフォームの設立決定文書(COP17決定)
 - 全締約国に適用される新枠組み構築へ:EU, 一部の中南米諸国(後にAILACを結成)、AOSIS、LDCグループ及び南アから成るいわゆるダーバン同盟が、インド、中国などに圧力
 - 衡平性、CBDRの原則については直接的に言及せず
 - COP17後、先進国の歴史的責任、CBDR&RD原則、二分論にこだわる途上国(インド、中国等)はLMDCの結成へ

主な交渉・政治グループ：ダーバン会議（COP17）以降

先進国のリーダーシップ
途上国も能力に応じた取り組み

UG (アンブレラ・グループ): 9か国
EU (欧州連合): 28か国

EIG (環境十全性グループ): 5か国
カタールヘナ対話: 42か国

AILAC (独立中南米カリビアン諸国連合): 6か国

AOSIS (小島嶼国連合): 39か国

LDC (後発発展途上国) グループ: 49か国

先進国
(構成国)

途上国
(構成国)

アフリカ・グループ: 53か国

G77及び中国
(132か国)

BASIC: 4か国

ALBA (米州ボリバル同盟): 6か国

LMDC (同志途上国) グループ: 十数か国

注) 縦軸は「共通だが差異ある責任及び各国の能力」原則の解釈を表し、横軸は構成国を表す。各グループの参加国は重複を含む。
出所) Blaxekjaer & Nielsen (2014)に加筆

先進国の歴史的責任
先進国-途上国の二分論

枠組みにおける排出量割り当てに関する提案

提案名	内容及び衡平性・CBDRに関する基準と指標
ブラジル提案	<p>附属書I国間の負担配分方法として提案 気候変動への寄与度(歴史的、累積排出量)に応じて各国の排出削減を割り当て</p>
収縮・収斂提案	<p>CO2の安定化濃度目標を決定し、将来のある時点で<u>一人当たり排出量を同じくするように排出割り当てを行う。</u></p>
炭素予算(carbon budget)アプローチ	<p>2度目標達成に必要なグローバル炭素予算(<u>歴史的排出量と将来の排出許容量の合算</u>)を設定し、それを基準年の人口で除することで<u>一人あたりの炭素予算</u>を算出。それをもとに各国の炭素予算を割り当てる(=entitlements)。先進国はすでに権利過剰享受国であり、途上国は権利過少享受国。その差は先進国から途上国への<u>資金・技術移転</u>で穴埋め。</p>
トリプティック提案(グローバル・トリプティック)	<p>発電、産業、民生部門で<u>主要技術指標が長期的(例2050年)に収斂</u>することを想定し、そこからさかのぼって中間断面(例2020年)での国別排出削減量を決定。先進国、途上国で収斂年を差異化。多部門版もあり。</p>
セクター別アプローチ(日本提案2008)	<p>各セクター(鉄鋼、セメント、アルミ、電力、道路運輸等)におけるベンチマーク(<u>単位生産当たりのエネルギー消費量・排出量、機器の導入率</u>)を設定。<u>ベンチマークに達するまでの削減量を削減ポテンシャル</u>と定義し、それらを合算したものが国全体の削減目標値。</p>

先進国・途上国に対する異なるタイプの約束を包含する提案

提案名	内容及び衡平性・CBDRに関する基準と指標
マルチステージ・アプローチ	<p><u>能力(所得水準)と責任(排出量)</u>に応じて異なる緩和義務(炭素集約度目標、絶対値目標等)からなる段階(stage)を設け、途上国を含むすべての国が、その能力と責任に応じて緩和義務に参加。次の段階に進む閾値(卒業ルール)をあらかじめ設定し、その水準に達した時点で自動的に該当する段階の削減義務を負う。段階の設定や卒業ルールの設定についてバリエーションがある。また、緩和目標の設定でも、所得水準や一人当たり排出量に基づいた差異化を提案。</p>
セクター別アプローチ (Center for Clean Air Policy)	<p>途上国の特定セクターに排出削減(抑制)のコミットメントを課す提案(先進国は国別目標値を想定) 特定産業セクターに特定の技術や機器の利用を前提とした<u>原単位効率目標</u>を設定</p>
メキシコ提案—資金 拠出額の差異化提案 (2008)	<p>World Climate Change Fund(案)への資金拠出額の差異化基準。全ての締約国に適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>国別総排出量</u> • <u>一人当たり排出量</u> • <u>GDPあたり排出量</u> • <u>一人当たりGDP</u>

先進国間の排出量割り当てに関する提案

提案名	内容及び衡平性・CBDRに関する基準と指標
欧州委員会コミュニケーション・ペーパー(2009)	<p>先進国全体で、2020年に90年比30%削減 先進国間の分担には4つの指標</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>削減費用の負担可能性</u>(一人当たりGDP) • <u>削減ポテンシャル</u>(GDP当たりエネルギー消費量) • <u>早期行動の評価</u>(1990～2005年の排出量推移) • <u>国情の考慮</u>(1990～2005年の人口動向)
南アフリカ提案(2009)	<p>附属書I国全体で、2013－2017年に90年比18%、2018－2022年に同40%削減 附属書I国間の分担には2つの指標：<u>責任指標</u>(1859－2000年の累積排出量)を60%、<u>能力指標</u>(HDI)を40%のウェイト付け</p>
限界削減費用均等	<p>中期目標検討委員会における議論(2009年)</p> <ul style="list-style-type: none"> • EU目標(90年比20%減)、米国目標(90年比±0%)に必要な限界削減費用は、それぞれ20～48ドル/CO₂トン、47～65ドル/CO₂トン。これらの費用と同等な日本の削減率。 • 先進国全体で90年比25%減で、<u>限界削減費用均等</u>
GDP当たりの対策費用均等	<p>中期目標検討委員会における議論(2009年)</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>GDP当たりの対策費用均等</u>

差異化を巡る議論・交渉：これまでの経緯

- COP19
 - すべての締約国がそれぞれが決定する貢献草案(INDC)をCOP20より十分先立って(準備のできる国は2015年3月までに)提出することを奨励
- COP20での差異化に関する論点
 - INDCの透明性、比較可能性を確保するための事前情報、共通ルールのあり方
 - INDCの内容、提出プロセスに関する差異化のあり方
 - 新国際枠組みそのものにおける差異化のあり方

差異化に関するCOP20の論点

1. INDCの1)内容・対象、2)透明性、比較可能性を確保するための事前情報、共通ルールのあり方、3)提出・事前協議プロセスに関する差異化のあり方

先進国、AOSIS	<ul style="list-style-type: none">• 緩和中心:原則、すべての国に対し数量化可能な情報の提出義務、共通ルール• すべての国に対する事前協議
AILAC	<ul style="list-style-type: none">• CBDR&RD原則を柔軟に解釈し、主要排出途上国に対してもそれ相応の貢献(排出削減努力及び途上国支援)を求める
LMDC	<ul style="list-style-type: none">• 内容・プロセスの二分化:先進国は、緩和、適応、資金、技術、能力構築についての情報の提出義務。途上国は任意• 事前協議については反対。(行う場合は、先進国のみ)

- 最終的には、INDCの内容、ルール、プロセスに関して、先進国 - 途上国間の差異化なし。
- INDCを定量化するための事前情報が例示(提出は任意)
- 自国のINDCが公正なものになっているか、また、枠組条約の目的にどのように貢献するかについての説明も、任意ながら、含まれることになった。

差異化に関するCOP20の論点

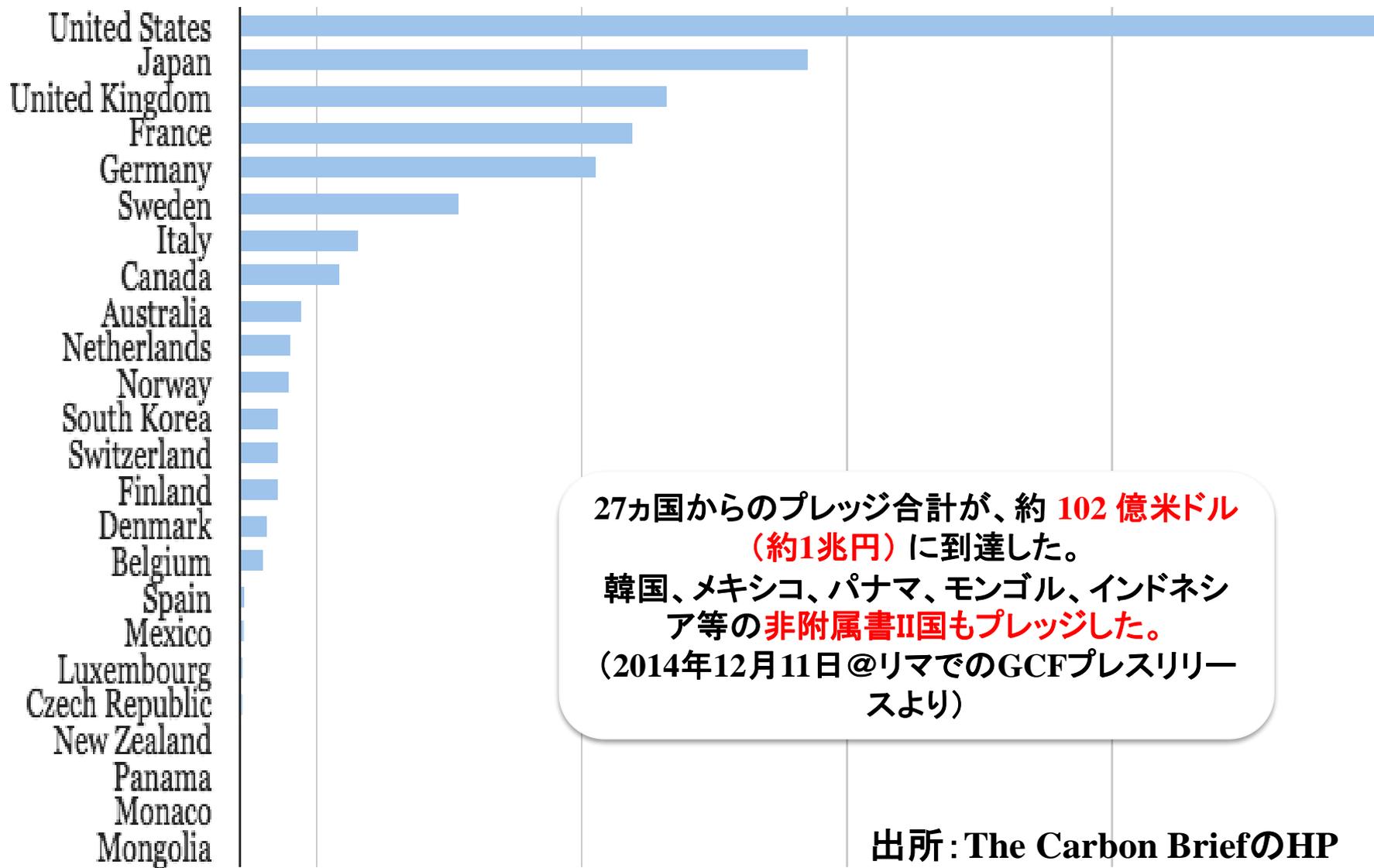
2. 新国際枠組みそのものにおける差異化のあり方、CBDR&RC原則をどのように反映させるか。

先進国	<ul style="list-style-type: none">• 現状を踏まえた、CBDR&RCの柔軟な解釈・適用(二分論からの脱却)• 「自ら約束⇨責任の差異を内包」という考え方で、CBDR&RC原則を実質的に充足
AILAC、メキシコ	<ul style="list-style-type: none">• 歴史的責任を踏まえ、先進国はより強い責任• ただし、能力のある途上国はより積極的な行動
LMDC、アフリカン・グループ	<ul style="list-style-type: none">• 公平性やCBDR&RCの原則への言及がないことに対し強く反発• 条約の原則を「書き換え」たり、「再解釈」しようとする試みは受け入れられない

- 米中共同声明(2014年11月12日)の表現をそのまま用いる
- 「異なる国情を踏まえた、CBDR&RC」=新たな解釈の余地を残す
 - 差異化の程度は、2015年合意の具体的な構成、内容を巡る交渉次第

各国政府によるGCFへの拠出

単位：百万ドル



出所：The Carbon BriefのHP

オプションA(後述)における差異化:INDC

INDC

- 内容、提出プロセス等に関し、差異化は設けられず
- 自己申告的な差異化へ

合意可能性

- COP20の合意内容に基づくものであり、合意可能性は高い

実効性

- 透明性、明確化、理解向上に資する情報・データが十分に提供されず、各国間の比較が困難になることが懸念
→事後検証を拡充し、透明性・比較可能性を確保する必要
- 各国INDCの公正性と枠組条約への貢献についての情報が不十分となる懸念
→公平性の指標を用いた各国の貢献度のあり方について、研究機関からのインプットが期待

オプションB（後述）における差異化：INDC

INDC

- COP20決定に基づけば、差異化は設けられず
- COP22/23前に事前協議を行う場合、その内容・プロセスに差異化を設ける可能性はある

合意可能性

- COP20の合意内容に基づく場合、合意可能性は高い
- COP22/23前に事前協議プロセスを行おうとする場合、二分法の適用の是非を巡る対立が再燃する恐れ。

実効性

- 透明性、明確化、理解向上に資する事前情報・データが提供され、各国間の比較可能性向上に貢献
- 各国INDCの公正性と枠組条約への貢献についての情報も充実する可能性
→いずれのケースも、研究機関からのインプットが期待

全サブテーマを集約した結論

COP21で目指すべき国際枠組み案(暫定)

	オプションA	オプションB
(1) 枠組みの構成要素	コア文書(法的文書)+COP21でのCOP決定(+COP22以降のCOP決定) コア文書は、本文と附属書に分かれる。	
(2) 国の緩和に関する約束	コア文書の本文にて、約束達成を目指した政策導入が義務付けられる。	コア文書本文にて、1(2)年後に確定する約束の達成を目指し、定期的な報告審査の実施が義務付けられる。
(3) 約束が書かれる文書	コア文書の附属書。	2016-17年のCOP決定。
(4) 約束の事前協議	なし。ただし2018年に見直し。	2016-17年に実施。必要に応じて目標を見直す。
(5) 炭素市場利用	重複などが回避されればフル活用が認められる。	絶対排出削減目標を提示した国のみ排出量取引可能。
(6) 資金	2019年までに2030年に向けた資金動員総額を決定する。	2018年までに先進国の資金動員の状況についてレビュー。
(7) MRV	カンクン合意のプロセス継続。	統一透明化システムの確立。

全サブテーマを集約した結論

COP21で目指すべき国際枠組み案(暫定)

	オプションA	オプションB
強み	<p>約束草案で示した数値が2015年で確定するため、2016年早期に国内で発効手続きに入ることができる。</p>	<p>約束草案で示した数値の妥当性を協議する時間が与えられ、合計値が長期目標に達しない場合の深堀を議論できる。</p>
弱み	<p>約束草案の水準の妥当性や公平性を議論しないで確定してしまうため、長期目標達成が危ぶまれる。約束草案がコア文書の附属書に書かれると、目標見直しのたびに附属書改正の手続きが必要。</p>	<p>発効のタイミングが遅れ、各国の政策実施のタイミングも遅れるおそれがある。また、事前協議しても国の目標が深堀される保証はない。目標がCOP決定に書かれるため、法的拘束力がない。</p>
弱みを克服するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・コア文書の附属書の改正手続きの簡素化。 ・早期の見直し(例えば、2015年時点では2025年目標を確定し、その後早期に2030年目標を定めるなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年以降の政策導入の進捗を定期的に報告するためのMRV手続きに関して、検証部分を詳細に実施する。 ・資金動員先(途上国での用途)を重視し、途上国での目標設定を促す。

研究により得られた成果(まとめ)

サブ1 アンケート調査で
得られた回答



サブ2 法形式と約
束担保方法の違い

サブ3 炭素市場の
活用度の違い

サブ4 途上国に対
する差異化反映方
法の違い

	オプションA	オプションB
(1) 枠組みの構成要素	コア文書(法的文書)+COP21でのCOP決定(+COP22以降のCOP決定) コア文書は、本文と附属書に分かれる。	
(2) 国の緩和に関する約束	コア文書の本文にて、約束達成を目指した政策導入が義務付けられる。	コア文書本文にて、1(2)年後に確定する約束の達成を目指し、定期的な報告審査の実施が義務付けられる。
(3) 約束が書かれる文書	コア文書の附属書。	2016-17年のCOP決定。
(4) 約束の事前協議	なし。ただし2018年に見直し。	2016-17年に実施。必要に応じて目標を見直す。
(5) 炭素市場利用	重複などが回避されればフル活用が認められる。	絶対排出削減目標を提示した国のみ排出量取引可能。
(6) 資金	2019年までに2030年に向けた資金動員総額を決定する。	2018年までに先進国の資金動員の状況についてレビュー。
(7) MRV	カンクン合意のプロセス継続。	統一透明化システムの確立。

平成24-25年度の成果(誌上发表)

<論文(査読あり)>

- Tamura, K., T. Kuramochi, and J. Asuka (2014) "A Process for Making Nationally-determined Mitigation Contributions More Ambitious" *Carbon and Climate Law Review*, 1/2014, 3-14.
- 久保田泉(2013)「適応関連資金供与における異なるスキームの定性的比較分析」『環境情報科学学術研究論文集』(27), 243-246.
- Kameyama, Y., K. Morita and I. Kubota (forthcoming) "Finance for Achieving Low-carbon Development in Asia: The Past, Present, and Prospects for the Future", *Journal of Cleaner Production*.

<査読付論文に準ずる成果発表>

- K. Fukuda, and K. Tamura (2012) "From NAMAs to Low Carbon Development in Southeast Asia: Technical, Mainstreaming, and Institutional Dimensions" IGES Policy Brief Issue #23.
- 高村ゆかり(2012)「EUの航空機二酸化炭素排出規制—『規制の普及』戦略とその国際法上の課題」『法学セミナー』2012/10/no. 693, 10-14.
- Nakhooda, S., T. Fransen, T. Kuramochi, A. Carvani, A. Prizzon, N. Shimizu, H. Tilley, A. Halimanjaya, and B. Welham (2013) *Mobilising International Climate Finance: Lessons from the Fast-Start Finance Period*. IGES, WRI and ODI.
- Yukari Takamura (2013) "Climate Change and Small Island Claims in the Pacific", in Oliver C. Ruppel, Christian Roschmann & Katharina Ruppel-Schlichting eds. *Climate Change: International Law and Global Governance, Volume I: Legal Responses and Global Responsibility*, 657-682 (Nomos).
- 高村ゆかり・島村健(2013)「地球温暖化に関する国際条約の国内実施」『論究ジュリスト』2013年秋号、11-19.
- 高村ゆかり(2013)「環境条約の国内実施—国際法の観点から」『論究ジュリスト』2013年秋号、71-79.

<その他誌上发表(査読なし)>

- 亀山康子(2013)「2013年以降の温暖化対策に向けた世界と日本のCOP18への動き」『日中環境産業』48(12), 23-27.
- 亀山康子(2013)「地球温暖化—COP18/CMP8の成果と今後の方向性」『日中環境産業』49(2), 64-68.
- 久保田泉・亀山康子(2012)「国際レベルにおけるフロンガスの生産・消費・排出規制に関する課題と今後の展望」『季刊環境研究』(168), 70-82.
- 高村ゆかり(2012)「地球温暖化の国際枠組みの課題—グローバル経済、炭素リーケージ、国境調整措置」、有村俊秀・蓬田守弘・川瀬剛志編『地球温暖化対策と国際貿易—排出量取引と国境調整措置をめぐる経済学・法学的分析』東京大学出版会、201-224.

平成24-25年度の成果(誌上发表)続き

- 高村ゆかり (2012) 「持続可能な発展のための制度的枠組み」 『環境研究』 No.166、51-59.
- 明日香壽川 (2012) 「気候単独主義と二極化する世界」 IGES Climate Edge Vol. 13.
- 福田幸司 (2012) 「国際交渉の最前線 (4) SB36ボン会合報告① ダーバン・プラットフォームを巡る議論の動向」 IGES Climate Edge Vol. 13.
- 田村堅太郎 (2012) 「ドーハ合意を読み解く：ダーバン・プラットフォーム」 IGES Climate Edge Vol.13.
- 田村堅太郎・明日香壽川 (2012) 「〈解説〉2度目標はどこから来たか？」 IGES Climate Edge Vol. 14.
- 田村堅太郎 (2012) 「気候変動に伴う損失と被害：途上国にとっての譲れない一線」 『研究者の視点：COP18現地レポート』
- 田村堅太郎 (2013) 「気候変動問題に関するドーハ会議 (COP18) における将来枠組みの議論と日本の課題」 『産業と環境』 2013年2月号, 25-28.
- 久保田泉 (2013) 「気候変動影響への適応支援のための資金供与制度の現状と課題」 『季刊環境研究』 (171), 95-102.
- 亀山康子(2013) 「第9章 気候変動問題」 上垣彰・田畑伸一郎編『ユーラシア地域大国の持続的経済発展』 ミネルヴァ書房, 214-234.
- Kameyama, Y., Y. Takamura, H. Niizawa, K. Tamura (2013) “What is the likely outcome of the Durban Platform process? Results of an online questionnaire survey”, a report from the research project “Study on an Agreeable and Effective International Institution Concerning Climate Change for Years After 2020.
- Heath, L. , M. J. Salinger, T. Falkland, J. Hansen, K. Jiang, Y. Kameyama, M. Kishi, L. Lebel, H. Meinke, K. Morton, E. Nikitina, P.R. Shukla, I. White (2013) “Climate and Security in Asia and the Pacific (Food, Water and Energy)” in M. Manton and L. A. Stevenson eds., Climate in Asia and the Pacific. Dordrecht: Springer, 129-198.
- Lasco, R., Y. Kameyama, K. Jiang, L. Penalba, J. Pulhin, P.R. Shukla, S. M. Subramanian (2013) “Climate Change and Sustainability”, in M. Manton and L. A. Stevenson eds., Climate in Asia and the Pacific. Dordrecht: Springer, 253-288.
- IGES(2013) “A Process to Make Nationally-determined Contributions More Ambitious ” IGES Submission to the Ad Hoc Working Group on Durban Platform for Enhanced Actions (ADP) Workstream 1.
- 明日香壽川 (2013) 「中国の大気汚染問題と日本の協力のあり方」 『環境と公害』 43(1), 56-59.
- 明日香壽川 (2013) 「地球温暖化問題「復活」の条件 (上)」 『世界』 2013年12月号, 224-231.
- Asuka, J. and S. Zhu (2013) “A Sino-Japan Collaboration for Air-pollution”, IGES Working Paper No. 2013-01, 2013/04. <http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=463>
- 清水規子、田村堅太郎、碓井健太、千葉洋平 (2013) 「UNFCCC交渉における気候資金議題—課題と今後の展望—」 『季刊環境研究』 (171) 84-95.

平成24-25年度の成果(誌上发表)続き

- 田村堅太郎 (2013) 「気候資金における資金源・資金調達手法を巡る議論—これまでの経緯と今後の展望—」 『季刊環境研究』 (171) 33-41.
- 田村堅太郎 (2013) 「将来枠組みにおける排出削減約束の設定方法：各国の申し出と国際的協議」 *Climate Edge*, Vol. 17, IGES. (2013年7月)
- 吉野まどか (2013) 「国際交渉の最新動向 (レビュー) :SB38会合におけるSBI議題問題と「2013-2015年レビュー」の今後」 *Climate Edge*, Vol. 17, IGES. (2013年7月)
- Yu, Y. (2013) “The role of Private finance in the Green Climate Fund” *Climate Edge*, Vol. 17, IGES. (2013年7月)
- 田村堅太郎 (2013) 「IPCC 報告書と今後の国際交渉：カーボン・バジェット (炭素排出 (管理) 計画)」 *Climate Edge*, Vol. 18, IGES. (2013年11月)
- 吉野まどか、清水規子、田村堅太郎 (2013) 「国際交渉の最新動向 (目標) : 2°C目標の達成に向けて—目標の野心度と見える化」 *Climate Edge*, Vol. 18, IGES. (2013年11月)
- Yu, Y. (2013) “Concrete commitment to climate finance is essential for COP 19 to succeed” *Climate Edge*, Vol. 17, IGES. (2013年11月)
- 高村ゆかり (2013) 「ドーハ会議 (COP18) における合意と今後の展望」 『環境と公害』 42(4)、68-69.
- Yu, Y., K. Tamura, K. Fukuda, and N. Shimizu (2014) “NAMA Finance and Support Schemes” M. Ogahara ed., *The NAMA Guidebook*. Tokyo: Overseas Environmental Cooperation Center (OECC).
- 久保田泉 (2014) 「適応策に関する国際交渉の動向」 損害保険ジャパン、損保ジャパン環境財団、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント編著 『気候変動リスクとどう向き合うか—企業・行政・市民の賢い適応』 (金融財政事情研究会) 26-33.
- 明日香壽川 (2014) 「地球温暖化問題「復活」の条件 (下)」 『世界』 2014年1月号, 232-241.
- IGES (2014) “Information for the first biennial assessment and overview of climate flows” IGES Submission to the Standing Committee on Finance: Climate Finance Trends in Asia.
- 清水規子 (2014) 「国際交渉の最新動向 (資金) COP19 における資金議題—経緯と結果」 *Climate Edge*, 19, (2014年2月) IGES.
- Kuramochi, T., and N. Shimizu (2014) “Japan’s new pledge on climate finance” *Climate Edge*, 19, IGES. (2014年2月)

平成24-25年度の成果(誌上发表)続き

- Fukuda, K., and K. Tamura (2014) “Shaping NAMAs: Essential Building Blocks and Steps” M. Ogahara ed., *The NAMA Guidebook*. Tokyo: Overseas Environmental Cooperation Center (OECC).
- 田村堅太郎 (2014) 「国際交渉の最新動向 (ADP) : COP19 でのダーバン・プラットフォーム特別作業部会 (ADP) の交渉結果とその過程」 *Climate Edge*, 19, IGES. (2014年2月)
- 吉野まどか (2014) 「ワルシャワ会合におけるIPCC からの報告と「2013-2015 年レビュー」の本格始動」 *Climate Edge*, 19, IGES. (2014年2月)
- 高村ゆかり (2014) 「気候変動枠組条約第19回締約国会議 (COP19) の結果とその評価」 『環境と公害』 43(3)、69-70.
- 高村ゆかり (2014) 「適応策を推進するうえでの課題—適応策をめぐる議論と主な論点」 西岡秀三、植田和弘、森杉壽芳 監修、損害保険ジャパン、損保ジャパン環境財団、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント編著 『気候変動リスクとどう向き合うか—企業・行政・市民の賢い適応』 (一般財団法人 金融財政事情研究会 (きんざい)) .
- 高村ゆかり (2014) 「対立か協調か—気候変動と国際共生」 黒澤満編著 『国際共生とは何か—平和で公正な世界へ』 東信堂.
- 高村ゆかり (2014) 「地球温暖化をめぐる国際法と日本の温暖化法制」 高橋信隆・亙理格・北村喜宣編 『畠山武道先生古稀記念集 環境保全の法と理論』 514-532 (北海道大学出版会) .

平成24-25年度の成果(口頭発表)

<口頭発表(学会等)>

- Kubota, I. (2012) Structuring International Financial Support for Adaptation to Climate Change. International Studies Association Annual Convention 2012 (2 April 2012).
- Asuka, J. (2012) “Emerging new framework after Durban” UNFCCC 36th Subsidiary Bodies Side Event, The Road to the Durban Platform: New Framework, New Market Mechanisms and MRV in Asia (16 May 2012).
- Fukuda, K. (2012) “Class 2 Climate Change Negotiations ~From Bali Action Plan to the Durban Platform~” The World Bank Blended Distance Learning Course on Science and Policy of Climate Change (5 June 2012).
- 久保田泉 (2012) 適応関連資金供与における対象国／プロジェクトの優先順位づけに関する比較分析. 第16回環境法政策学会, 2012年度学術大会論文報告要旨集, 83-88 (2012年6月16日) .
- Takamura, Y.(2012) “Japanese climate law: Its state of affairs and prospect” 世界自然基金会 (WWF) 気候変化立法2012年項目启动会 (中国・清华大学) (14 June 2012)
- Fukuda, K. (2012) “Session1:Framing Presentation Preliminary Findings of Cambodia and Lao PDR ~Analysis of Technical, Mainstreaming, Institutional Dimensions for NAMA formulation~”, ISAP 2012 Closed Expert Meeting on Exploring Development of NAMAs/MRV in Southeast Asia: Challenges and Opportunities towards Low Carbon Development Pathways (25 July 2012).
- Takamura, Y. (2012) “Updates of Japanese Climate and Energy Policies after Durban” , ISAP 2012 Closed Expert Meeting on Exploring Development of NAMAs/MRV in Southeast Asia: Challenges and Opportunities towards Low Carbon Development Pathways (25 July 2012).
- Tamura, K. (2012) “UNFCCC Negotiations over Future Climate Regime and Developing Countries’ Mitigation Actions” Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youth (JENESYS) programme (28 July 2012).
- Fukuda, K. (2012) “Nationally Appropriate Mitigation Actions (NAMA) and Measurement, Reporting, Verification (MRV) ~Practical Elements for Considerations during Formulation Stage~” Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youth (JENESYS) programme (28 July 2012).
- Takamura, Y. (2012) “Carbon market in Japan: Its state of affairs and prospect”, The Potentials in Linking the Carbon Market for Green Growth (The Korea Legislation Research Institute) (17 August 2012).
- Takamura, Y. (2012) “Current issues relating to climate and energy law and their international context”, 2012 Eastern Asian Legal Forum on Climate Change & Energy: Adapt to Climate Change-Innovative Energy Policy and Law (台湾国立清華大学) (21 August 2012) .
- Tamura, K. and K. Fukuda (2012) “Operationalizing the Cancun Agreements in ASEAN: NAMAs and Beyond” Workshop on the Low Carbon Development and Resilient Society in Asia: Elements for Elements for Qatar (4 September 2012).
- Fukuda, K. (2012) “Nationally Appropriate Mitigation Actions (NAMAs) and Financial Mechanism ~Progresses, Challenges and Prospects~” JICA Training Course on Mitigation of Climate Change in the South East Asia and Oceania Region (10 September 2012). 41

平成24-25年度の成果(口頭発表)続き

- Fukuda, K. (2012) “Measurement, Reporting and Verification associated with NAMAs: Overview of the UNFCCC Negotiation Process and Practical Challenges towards Implementation”, JICA Training Course on Mitigation of Climate Change in the South East Asia and Oceania Region (10 September 2012).
- Tamura, K. (2012) “International Climate Change Regime: Historical Development and Future Challenges” IGES Seminar Programme for Waseda Uni. Graduate School & Meiji Uni. Graduate School (10 September 2012).
- Tamura, K. (2012) “International Climate Change Regime and Developing Countries’ Mitigation Actions” JICA Training and Dialogue Program Capacity Development for Measureable, Reportable and Verifiable (MRV) Nationally Appropriate Mitigation Action (NAMAs) in the Asian Region (12 September 2012).
- Tamura, K. and K. Fukuda (2012) “Operationalizing the Cancun Agreements in Southeast Asia: NAMAs and Beyond” 2012 International Seminar on Understanding NAMAs (25 September 2012).
- 福田幸司・田村堅太郎 (2012) 「ASEAN諸国における適切な緩和行動(NAMA)に関する比較分析」環境経済・政策学会2012年大会、(2012年9月14日)。
- 亀山康子・久保田泉・森田香菜子 (2012) 「アジア低炭素社会構築のための地域的資金供給メカニズムに関する研究」環境経済・政策学会2012年大会、(2012年9月14日)。
- 森田香菜子 (2012) 「REDD+の制度設計に関する研究：カンボジアとラオスの事例より」社団法人環境科学会2012年会、(2012年9月14日)。
- 久保田泉・福田幸司・森田香菜子・清水規子 (2012) 気候変動関連基金の法人格のあり方に関する考察. 社団法人環境科学会2012年会 (2012年9月14日)。
- Fukuda, K. and K. Tamura (2012) “Institutionalisation of Low-Carbon Green Growth”, Low Carbon Research Network in Asia (LoCARNet) First Annual Meeting (16-17 October 2012).
- Fukuda, K. and N. Shimizu (2012) “Designing Adaptation Finance for the Green Climate Fund: Challenges and Opportunities from Existing Multilateral Funds for Adaptation”, International Studies Association (ISA) West Conference (19-20 October 2012).
- Takamura, Y. (2012) “Fukushima Accident and Its Impacts on Energy and Climate Policies”, After-Fukushima: A Franco-Japanese Overview (Aix-Marseille University, France) (8 Nov. 2012)
- Fukuda, K. (2012) “Day1: Enabling Low Carbon and Climate Resilient Development for Myanmar, Asian LDCs and Climate: Case for the Early Action”, Second Myanmar Green Economy, Green Growth Forum (13 November 2012).
- 田村堅太郎 (2012) 「将来枠組みにおける原則のあり方：CBDR&RC及び衡平性に関するこれまでの議論・提案」環境省第2回気候変動「2020年以降の国際枠組み」に関する検討会 (2012年11月16日)。
- Tamura, K. and Fukuda, K. (2012) “Comparative Study of NAMAs Formulation in Southeast Asia: Lessons learnt from Cambodia, Indonesia, Lao PDR, Thailand and Viet Nam” UNFCCC COP18 Side event, The Road to a Low-Carbon Future in Asia (29 November 2012).

平成24-25年度の成果(口頭発表)続き

<口頭発表(学会等)>(続き)

- Takamura, Y. (2012) "Possible Conflict and Coordination between trade and renewable laws: towards green economy", Green Growth Legislation in Asia Pacific (The Korea Legislation Research Institute) (18 Dec 2012)
- Morita, K. (2012) "Enhancing Biodiversity Co-Benefits of REDD" The Conference of Sustainable Business in Asia, Bangkok(2012年12月19日).
- 明日香壽川 (2012) 「ドーハ会議：総括と展望」2012年度第2回IGES地球環境セミナー「COP18結果速報と今後の展望」(2012年12月19日) .
- 田村堅太郎 (2012) 「ドーハ会議における国際枠組みを巡る議論：成果と今後の課題」2012年度第2回IGES地球環境セミナー「COP18結果速報と今後の展望」(2012年12月19日) .
- 福田幸司 (2012) 「「適応」に関する進捗と展望」第2回IGES地球環境セミナー「COP18結果速報と今後の展望」(横浜、2012年12月19日) .
- Morita, K. (2013) "Interplay Management for Effective REDD Governance." Earth System Governance Tokyo Conference: Complex Architectures, Multiple Agents, Tokyo. (2013年1月29日) .
- Kameyama, Y. (2013) "Discussion: Closing Plenary" Earth System Governance Tokyo Conference: Complex Architectures, Multiple Agents, Tokyo (2013年1月31日).
- Kubota, I. (2013) Financing Climate Change Adaptation. Aid & International Development Forum (AIDF) Asia-Pacific.
- 田村堅太郎(2013)「国際協力による温室効果ガス削減」2012年度第3回IGES地球環境セミナー「脱温暖化：低炭素社会に向けた世界の動きと日本の政策」(2013年2月18日) .
- Tamura, K. (2013) "Framing Presentation: Future Climate Regime after 2020"IGES-TERI Policy Research Dialogue (26 February 2013).
- Asuka, J. (2013) "Differentiation of the Commitments", IGES-TERI Policy Research Dialogue (26 February 2013).
- Chen, X. and H. Niizawa (2013) "The Feasible Policy Instrument Choice and its General Equilibrium Analysis When China is on the Way of Low- Carbon Development" presented at the 3rd Congress of the East Asian Association of Environmental and Resource Economics (EAAERE 2013) (21 February 2013).
- 田村堅太郎 (2013) 「気候変動将来枠組みと世界の潮流」IGES公開シンポジウム『世界の交渉責任者と語る気候変動課題の将来』(2013年3月23日) 。

平成24-25年度の成果(口頭発表)続き

- 久保田泉, 亀山康子 (2013) 国際レベルにおけるフロンガスの生産・消費・排出規制に関する課題と今後の展望. 環境法政策学会2013年度第17回学術大会, 同報告要旨集, 64-69 (2013年6月) .
- Tamura, K. (2013) “Challenges and Opportunities for NAMAs Formulation: Lessons learnt from Southeast Asia” Exploring Opportunities for Low Carbon Development in Asia, IGES Side Event at UNFCCC SB38 (June 2013).
- 高村ゆかり (2013) 「気候変動の『損失と損害』に対処する実効的な制度構築 (Towards Establishing Effective Arrangements to Address Loss and Damage Associated with Climate Change)」環境省・沖縄県主催「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議 (International Conference on Climate Change and Coral Reef Conservation)」 (2013年6月)
- Yu, Y. (2013) “Financing Energy Efficiency: China’s Efforts to Reduce National Energy Intensity” Exploring Opportunities for Low Carbon Development in Asia, IGES Side Event at UNFCCC SB38 (June 2013).
- Tamura, K. (2013) “International Climate Change Regime and Developing Countries’ Mitigation Actions” JICA Training and Dialogue Program Capacity Development for Measureable, Reportable and Verifiable (MRV) Nationally Appropriate Mitigation Action (NAMAs) in the Asian Region (JICA Kyushu International Center, July 2013).
- Kameyama, Y. (2013) Possible Structure and Components of a Future Climate Regime: implications on debates on the long-term goal, The Fifth International Forum for Sustainable Asia and the Pacific (ISAP)(July 2013)
- Takamura, Y. (2013) "Realizing mitigation potential through enhancing coordination with other regimes outside the UNFCCC" IGES・持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP) 2013 (2013年7月)
- 亀山康子(2013)「ポスト2020年の国際的な枠組みと日本・中国への影響」環境政策セミナー「日本と中国の気候変動政策」(2013年7月)
- Takamura, Y. (2013) "Future Prospect of International Climate Change Regime" シベリア連邦大学・愛知県立大学主催 地球気候変動をめぐる露日シンポジウム (2013年9月)
- Takamura, Y. (2013) "Climate Change and the Law in Japan" Hamburg International Environmental Law Conference 2013 (September 2013)
- 亀山康子・高村ゆかり・田村堅太郎・新澤秀則・栗山浩一 (2013) 気候変動対策のための次期国際枠組みの骨子に関する調査研究：ウェブアンケート調査の結果. 環境経済・政策学会2013年大会, なし(2013年9月)
- 久保田泉 (2013) 英米の適応計画策定及び実施に関する比較分析. 環境経済・政策学会2013年大会, なし(2013年9月)

平成24-25年度の成果(口頭発表)続き

- Tamura, K. (2013) “International Climate Change Regime and Developing Countries’ Mitigation Actions” JICA Training and Dialogue Program Capacity Development for Measureable, Reportable and Verifiable (MRV) Nationally Appropriate Mitigation Action (NAMAs) in the Asian Region (September 2013).
- 高村ゆかり 「多重化する環境紛争解決フォーラム—その相互作用と調整—」 国際法学会2013 年度研究大会 (2013年10月)
- 田村堅太郎 (2013) “Interplay Management for Increasing the Level of Mitigation Ambition: Exploring Synergies between the Climate Regime and Other Regimes to Achieve the 2 Degrees Celsius Goal” 日本国際政治学会2013年度研究大会 (2013年10月)
- Takamura, Y. (2013) "Assessment and Review under Other Multilateral Agreements" UNFCCC COP19 Side Event (November 2013)
- Takamura, Y. (2013) "International Climate Policy and Future Earth Initiative" UNFCCC COP19 Side Event, WCTRS and NU-BCES Symposium "Diagnosis and Policy Implications of Transport for Future Earth" organised by WCTRS (World Conference on Transport research Society) and NU-BCES (Nagoya University Global COE Programme –Basic and Clinical Environmental Studies) (November 2013)
- Tamura, K. (2013) “NAMAs (Nationally Appropriate Mitigation Actions) as a Tool for Low Carbon Societies and Sustainable Development” Overseas Environmental Cooperation Center (OECC) Side event at COP19 (November 2013).
- Tamura, K. (2013) “Mainstreaming Scientific Knowledge into the Process for Nationally-determining Contributions” IGES-WRI Event at Japan Pavilion “Making Nationally-determined Contributions Operational and More Ambitious” (November 2013).
- Tamura, K. (2013) “Mainstreaming Scientific Knowledge into the Process for Nationally-determining Contributions” IGES Side event at UNFCCC COP19 (November 2013).
- 田村堅太郎 (2013) 「ワルシャワ会議 (第19回締約国会議 (COP19)) : ダーバン・プラットフォーム作業部会の交渉結果と今後の課題」 IGES地球環境セミナー「COP19結果速報と今後の展望」 (2013年12月) .
- 清水規子 (2013) 「資金に関する交渉結果」 IGES地球環境セミナー「COP19結果速報と今後の展望」 (2013年12月) .
- Yu, Y. (2013) “Future climate regime” JICA-TGO (Thai Greenhouse Gas Management Office), COP19 discussion (December 2013).
- 明日香壽川 (2014) 「中国の大気汚染問題と日本の協力のあり方」 環日本海国際学術交流協会公開講演会 (2014年1月)
- Yu, Y. (2014) “Tracking energy efficiency finance: Implications for energy conservation governance” LCS-RNet/LoCARNet (TGO) interns on Climate finance in Asia (March 2014).
- H.Niizawa (2014) “Prospects for Post-Kyoto Carbon Market” Joint Symposium of Jinan University and University of Hyogo on Low Carbon, Environmental Policy and Sustainable Development, Jinan University, Guangzhou. (March 2014)

ご清聴ありがとうございました。